

答 申 保 第 83 号
令和 8 年 8 月 31 日
(諮 問 保 第 109 号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 11 月 4 日付けで、「開示請求者の令和○年○月○日付け苦情申出につき、経過、調査等内容がわかる行政文書（電磁的記録も含む）すべて。」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和 7 年 11 月 19 日付け鹿総第 387 号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 7 年 12 月 4 日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、新たな開示決定を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示の際、本人確認を行っていない。

イ 法第 85 条各項の義務が果たされていない。鹿児島県公安委員会での処理もなされているはず。

ウ 本件処分にかかる、令和○年○月○日付け苦情申出につき、本件処分までの間の調査結果が示されていない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。本件審査請求の事実上の争点は、

- (1) 開示の実施手続の適否について
- (2) 事案の移送の必要性について
- (3) 他に開示すべき保有個人情報について

であるが、次の理由により原処分は適法、妥当である。

(1) 開示の実施手続の適否について

ア 本件においては、開示請求受付時に審査請求人の本人確認を実施した職員が、再度保有個人情報の開示手続の際にも対応しており、既に審査請求人とは面識があったことや、同人宛ての鹿児島県警察本部が郵送した「保有個人情報一部開示決定通知書」を持参していたことから、本人に間違いがないことを確認した上で対応している。

事実、請求人に開示対象となる保有個人情報が開示されている。

イ 法第 77 条第 2 項では、保有個人情報の本人であることを示す書類を提示、又は提出しなければならない旨規定され、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 22 条第 1 項及び「個人情報保護取扱い要領の一部改正について（通達）」（令和 3 年 6 月 25 日付け鹿相第 116 号。以下「運用通達」という。）に基づき、県警察では、請求人に対し、本人確認書類の提出を求めるとともに、請求人の同意を得た上で、本人確認書類の写しを作成し、保有個人情報開示請求書に添付することで確認記録として担保している。

ウ 運用通達では、開示の実施における本人確認方法等について、開示請求受理時に準じた方法により、本人確認を行うものと規定されている。

本件において、担当職員は開示文書交付時において、請求人から改めて身分確認書類の提示は求めているところ、その理由については、

- ・ 担当職員は、開示文書交付前、同署に保管中の保有個人情報開示請求書に添付されたマイナンバーカードの複写物を確認したこと。
- ・ 開示請求の受理及び開示の実施を、同一職員が面接・対応していること。
- ・ 請求から交付まで約 2 週間と短期間であり、請求人の容貌に特段の変化は認められず、交付に来署した者が、一見して請求人であることが識別できたこと。
- ・ 担当職員は、申請受理時に、請求人と面接の上、マイナンバーカードにより身分確認を行っていること。
- ・ 県警察において通知した「保有個人情報一部開示決定通知書」を持参していたこと。

である。

エ 運用通達では、開示文書交付時における身分確認について、開示請求受理時に準じた方法により本人確認を行うものと規定されており、いずれの警察署等においても、運用通達にのっとり、本人確認を行った上で交付しているものと承知している。

申請受理時における本人確認は、請求人の身分確認はもとより、文書の開示・不開示を判断する上で不可欠である一方、交付時における本人確認の趣旨は、保有個人情報

報を本人以外の者に開示することを防止するためであると解釈できる。

本件のように、開示請求受理時に作成していた、請求人の本人確認書類の複写物で確認できる場合など、開示の実施時に改めて請求人に本人確認書類の提示を求めなかったことをもって不適切であると言えないと判断している。

(2) 事案の移送の必要性について

ア 法第 85 条は「事案の移送」に関する条項であり、第 1 項において、「開示請求に係る保有個人情報がある他の行政機関等から提供されたものである場合など他の行政機関等において開示決定等を行うことに正当な理由があるときには、事案を移送することができる」旨を規定し、第 2 項及び第 3 項では、事案の移送後の手続について規定している。

法第 85 条の趣旨は、開示請求を受けた行政機関の長等のほかに、対象となる保有個人情報の開示の是非をよりよく判断しうる行政機関等がある場合には、その行政機関等に事案を移送することができるというものである。

本件においては、開示請求当時、処分庁である県警察が開示対象保有個人情報を保有していたことから、鹿児島県公安委員会に移送する必要性を認めず、処分庁において原処分を行ったもので、移送は行っていない。

イ 本件苦情申出に関し、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び県警察以外の機関が保有していた情報又は関与していた事実はない。

ウ 法第 85 条の趣旨は、開示請求を受けた行政機関の長等のほかに、対象となる保有個人情報の開示の是非をよりよく判断しうる行政機関等がある場合には、その行政機関等に事案を移送することができるというものである。

また、鹿児島県公安委員会苦情処理規程（平成 13 年鹿児島県公安委員会規程第 5 号。以下「苦情処理規程」という。）第 5 条第 1 項では、公安委員会は、警察本部長に対し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置について報告を求めるものとし、同条第 2 項では、本部長は、前項に規定する指示を受けたときは、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置の状況について、速やかに公安委員会に報告しなければならないと規定している。

本件保有個人情報開示請求は、令和 7 年 11 月 4 日、請求人から「開示請求者の令和〇年〇月〇日付け苦情申出につき、経過、調査等内容がわかる行政文書（電磁的記録も含む）全て」との内容の請求がなされたものであるが、開示請求受理時、県警察においては、苦情処理規程に基づく事実関係の調査中であつたため、開示請求受理当時、対象となる文書は、県警察及び公安委員会に存在していなかった。

本件開示請求に係る処分は、請求時に存在した苦情相談処理票や苦情事案受理報告書を開示したものである。

エ 県警察で保管されている移送通知書（5 年保存）を確認したが、県警察から公安委

員会へ事案を移送した事例は確認できなかった。

県警察から公安委員会に移送事実がない理由として、実務上、次の理由が挙げられる。

- ・ 保有個人情報開示請求を受ける際（相談・問合せ等を含む。）、該当文書を保有する機関が県警察以外の場合は、請求人に対し、該当する官公庁に請求するよう教示していること。
- ・ 公安委員会に対する開示請求の事務は警察職員が担っており、開示請求を受ける際に、保有する文書が県警察であるか、公安委員会であるか容易に判断することができ、公安委員会が所管する文書の場合は、公安委員会宛ての保有個人情報開示請求書を提出していただいていること。
- ・ 本件開示請求受理後、警察本部担当者が請求人に対して、「県公安委員会への開示請求はないか。」と確認したものの、請求人は「そこまでは必要ない。」と回答している。

このことから、請求人はあくまで県警察が保有する個人情報のみを開示請求の対象としていると判断したものである。

公安委員会が保有する文書については、鹿児島県公安委員会公文書管理規程（令和 6 年鹿児島県公安委員会規程第 5 号）に「法第 79 条に規定する苦情の申出等の事務に関するもの」が規定されており、これが公安委員会苦情の文書に該当し、県公安委員会として作成し、また、その文責がある苦情関係書類の中に、公安委員会苦情を受理した際に作成する「苦情事案受理報告書」があるが、この苦情事案受理報告書も請求人に開示しているところ、これは県公安委員会が保有していた文書ではなく、県警察が「写し」として保有していたものを開示したものである。

(3) 他に開示すべき保有個人情報（本件処分までの間の調査結果）の有無について

ア 審査請求人は、「本件処分にかかる令和〇年〇月〇日付け苦情申出につき、本件処分までの調査結果が示されていない。」旨主張するが、この意図は、苦情申出受付後、本件処分を行うまでの間に何らかの調査を行っているはずであるから、本件処分において開示を受けたもののほかにも開示すべき保有個人情報が存在している可能性を指摘しているものと思われるところ、本件処分時点において処分庁が保有していた開示対象保有個人情報は、原処分で開示したもののみである。

イ 苦情申出から開示請求受理時（令和〇年〇月〇日から令和 7 年 11 月 4 日）までに作成された調査、照会、検討等を行った結果の文書等（以下「調査結果書等」という。）はなく、いずれも本件開示請求日（令和 7 年 11 月 4 日）以降に作成されている。

令和〇年〇月〇日、公安委員会苦情を受理後、〇〇警察署において、関係職員からの聞き取り、過去の取扱い状況等の確認等の調査を行い、署長決裁を経て、令和 7 年 11 月 10 日に調査結果書が作成・完成されており、請求のあった令和 7 年 11 月 4 日時点においては、調査結果書等は担当者において作成段階にあり、また、その他のメモ等の公文書は保管されていなかったため、開示対象文書は存在していなかったもので

ある。

その後、〇〇警察署が作成した調査結果書等に基づき、警察本部総務課の担当係において、苦情事案調査結果等報告書及び公安委員会決裁資料を作成し、令和〇年〇月から関係所属、本部長への回議を経て、令和〇年〇月〇日開催の公安委員会定例会において、公安委員による審議、決裁を受けている。

公安委員会苦情の結果通知については、令和〇年〇月〇日、苦情処理結果通知書を請求人に通知している。

ウ 苦情事案調査結果等報告書、苦情に対する調査結果、苦情処理結果通知書の「文書」を作成している。電子メールやメモ、その他の電磁的記録はない。

エ 検索範囲は、〇〇警察署及び苦情相談業務を所管する県警本部総務課苦情相談係において保有する公文書を対象とした。

検索方法は、公文書を紙文書として保管している書棚や、電子文書として保管している管理システム内を確認した。

オ 本件処分で開示した文書は、令和 7 年 11 月 4 日時点における対象保有個人情報であり、同日以降に作成した公文書については、処分の対象外としている。

同日時点において存在した対象保有個人情報については全て開示している。

(4) 結論

以上のとおり、原申請に係る手続を含め、原処分は適正かつ妥当であり、審査請求人の主張は失当である。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 12 月 25 日	諮問を受けた。
令和 8 年 2 月 2 日	諮問実施機関から弁明書の写しを受理した。
6 月 24 日	諮問の審議を行った。（諮問実施機関から処分理由等を聴取）
8 月 26 日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件保有個人情報について

本件保有個人情報開示請求に対し、実施機関は、令和 7 年 11 月 19 日付け鹿総第 387 号で、本件処分を行った。

また、本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、「令和〇

年〇月〇日付け、審査請求人からの苦情申出に関する経過や調査内容等がわかる、電磁的記録を含む行政文書中の審査請求人に関する情報」である。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めており、その理由として、「開示の際、本人確認を行っていないこと」、「法第 85 条各項の義務が果たされていないこと」及び「本件処分に係る令和〇年〇月〇日付け苦情申出につき、本件処分までの間の調査結果が示されていないこと」を主張していることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

イ 開示の実施手続の適法性について

審査請求人は、開示の際、本人確認を行っていない旨主張している。

保有個人情報の開示に際して行われる本人確認は、保有個人情報本人以外の者に開示されることを防止し、本人の権利利益を保護することを目的とするものである。

当審査会において実施機関に確認したところ、本件保有個人情報の交付に当たっては、開示請求受理時に審査請求人の本人確認を行った職員が引き続き対応しており、交付前に保有個人情報開示請求書に添付されたマイナンバーカードの写しを確認していたほか、請求から交付までの期間が比較的短期間であったこと、交付時に審査請求人宛ての保有個人情報一部開示決定通知書が持参されていたことなどの事情を踏まえ、請求者本人であることを確認した上で交付を行ったとのことである。

また、本件において、審査請求人本人以外の者に本件保有個人情報が開示されたことをうかがわせる事情は認められない。

なお、運用通達においては、開示の実施に際し、開示請求受理時に準じた方法により本人確認を行うこととされている。本件においては、請求受理時の本人確認記録との照合、同一職員による対応その他の客観的事実を総合的に考慮した上で交付が行われていたものと認められ、その対応に特段不合理な点は認められない。

以上のことから、本件における本人確認の実施状況からみて、本件処分の適法性を左右するような瑕疵があったとまでは認められず、本件開示の実施手続について、実施機関の対応に特段不合理な点は認められない。

ウ 事案の移送の必要性について

審査請求人は、本件において公安委員会での処理もなされていると思慮されるところ、法第 85 条各項の義務が果たされていない旨主張している。

法第 85 条第 1 項は、開示請求に係る保有個人情報他の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関等と協議の上、事案を移送することができる旨を定めている。

この規定は、保有個人情報の内容等に照らし、他の行政機関等において開示決定等を行うことが適当な場合に事案を移送する制度を定めたものである。

当審査会において、本件開示請求に係る情報の保有状況及び処理経過を確認したところ、本件苦情申出に関し、公安委員会及び実施機関以外の機関が情報を保有し、又

は関与していた事実は認められなかった。

また、本件開示処分において対象保有個人情報として特定され開示された「苦情事案受理報告書」等の文書は、公安委員会の事務に関するものであるが、実施機関においても、苦情処理規程に基づく事務処理のため当該文書の写しを保有していたことが認められる。

そして、本件開示請求に係る保有個人情報について、実施機関において開示決定等を行うことに支障があったとは認められず、その内容、保有状況等に照らしても、公安委員会に事案を移送して開示決定等を行わせることが相当であったと認めるべき事情は見当たらない。

したがって、実施機関が事案の移送を行わなかったことに特段不合理な点は認められない。

エ 他に開示すべき保有個人情報について

審査請求人は、本件処分にかかる令和〇年〇月〇日付け苦情申出について、本件処分までの間の調査結果が示されていない旨主張している。

当審査会において実施機関に確認したところ、本件処分の対象となる保有個人情報は、本件開示請求が受理された令和 7 年 11 月 4 日時点において保有していたものである。

また、実施機関によれば、苦情申出に関する調査結果書等については、同日時点では担当者において作成段階にあり、組織として決裁又は供覧の手續に付されたものではなかったところ、本件開示請求受理後の令和 7 年 11 月 10 日に調査結果書が作成されたとのことである。さらに、苦情事案調査結果等報告書、公安委員会決裁資料及び苦情処理結果通知書についても、いずれも本件開示請求受理後に作成された文書であるとのことである。

したがって、これらの文書は、本件開示請求日時点において保有されていた保有個人情報には該当せず、本件処分の対象とはならない。

また、実施機関によれば、本件開示請求日時点において、調査結果書等の作成過程に係るメモその他の公文書及び電子メールその他の電磁的記録は存在しないとのことである。

当審査会においても、〇〇警察署及び県警察本部総務課苦情相談係における紙媒体及び電子媒体の探索状況並びに調査結果書等の作成前段階における文書の有無について確認したところ、その説明に不自然又は不合理な点は認められず、他に本件開示請求の対象となる保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。

以上のことから、実施機関が本件処分において特定した保有個人情報以外に、本件開示請求の対象となる保有個人情報を保有していたとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。